○安曇野市農産物等販路拡大推進補助金交付要綱

令和２年６月29日告示第300号

安曇野市農産物等販路拡大推進補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、農業者等が農産物等の販売ルートを拡大することを推進するため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、安曇野市補助金等交付規則（平成17年安曇野市規則第41号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　農業者等　市内に住所を有し、農業又は水産養殖業を自ら経営する個人又は法人をいう。

(２)　農産物等　農業者等が自ら生産した物又はそれらを主な原材料とした加工品（自らが製造者、加工者又は販売者である物に限る。）をいう。

(３)　通販サイト　インターネット上で電子商取引のサービスを提供するウェブサイトをいう。

（補助事業等）

第３条　補助事業の区分、補助対象者、補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、補助対象者が市税、国民健康保険税及び介護保険料に滞納があるときは、補助金交付の対象としない。

３　補助対象期間は、規則第６条に規定する交付決定を受けた日から、当該日の属する年度の12月31日までとする。

（交付申請等）

第４条　補助金の交付を受けようとする者は、規則第３条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

(１)　販売計画書（様式第１号）

(２)　同意書（様式第２号）

(３)　出店する通販サイトの概要が分かる書類及び販売手数料が分かる書類

（交付の条件）

第５条　次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

(１)　補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに市長に報告し、その承認を受けること。

(２)　補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに市長に報告し、その承認を受けること。

（交付決定等）

第６条　申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、規則第６条に規定する補助金等交付決定通知書により通知するものとする。

（実績報告等）

第７条　補助金の交付決定を受けた者は、規則第10条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

(１)　販売報告書（様式第３号）

(２)　販売手数料の支払いを確認できる書類の写し

(３)　販売した農産物等の内容が分かる写真（加工品の場合は食品表示の写真）

２　規則第10条に規定する実績報告は、規則第６条に規定する交付決定を受けた日の属する年度の１月31日までに行わなければならない。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和２年６月30日から施行する。

（見直し）

２　この告示は、令和９年３月31日限り、その効力を失う。

別表（第３条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 補助対象者 | 補助対象経費及び補助率 | 限度額等 |
| 農産物等通販サイト出店促進事業 | 次の要件を全て満たす者  (１)通販サイトを利用し、農産物等を販売する農業者等  (２)過去に、この要綱の補助金を受けた回数が２回以下である者 | 通販サイトの運営会社に支払う販売手数料の３分の１ | 150,000円 |